

(略)

東京都監査委員	龍	円	あいり
同	小	磯	善彦
同	茂	垣	之雄
同	後	藤	靖子
同	小	粥	純子

令和 7 年 3 月 2 4 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、区市選挙管理委員会が、令和 6 年 7 月 7 日執行の東京都知事選挙に係る東京都選挙管理委員会の交付金（以下「本件交付金」という。）を使って、投票用紙自動交付機及びパイプ椅子等の備品を無駄に購入しているなどとして、本件交付金の返還等を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

都知事選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、法第 2 条第 9 項第 2 号により法定受託事務とされ、これに要する経費については、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 4 条により都の負担とすることとされているところ、公職選挙法及びそれに基づき都が定める執行委託費交付基準によっても、区市の経費削減は努力義務であり、選挙の管理執行事務に関する経費が原則として基準額の範囲内で

処理されることも努力義務であるなど、厳格な基準は設けられておらず、本件交付金の支出は都の裁量に委ねられていると解される。

この点、請求人は、本件交付金の支出が違法又は不当である理由として、投票所よりも多くの投票用紙自動交付機を購入した区市があることやパイプ椅子を数多く購入した区市があることを挙げているところ、いずれも上記交付基準に明らかに反するものではなく、請求人は、本件交付金の支出について都の裁量権行使の逸脱・濫用を具体的に示しているとは言えない。そうすると、本件請求は、本件交付金の支出の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。